

2. 理由

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に規定しております。

当社は、永続的な事業の遂行と発展を実現してゆくために、株主への利益還元が重要な経営施策の一つであると認識しております。当社は、業績の拡大による株式価値の向上を目指してまいります。そのためには、利益剰余金を積極的に成長投資に活用するとともに、現金配当や自社株買いなどの株主への利益還元によって資本効率を高めることが重要であると認識しております。

現金配当については、株主への利益還元と将来の成長投資のための内部留保とのバランスを勘案し、配当性向30%程度を目処に実施する方針を掲げており、当面この基本方針を継続してまいります。

平成31年2月期の期末配当金につきましては、直近の配当予想のとおり1株当たり8円とさせていただきます。当期の実績は、当初予想より減益となりましたが、平成31年2月28日付「連結業績予想の修正に関するお知らせ」のとおり、その要因は一時的なものであると判断しております。また、当社グループを取り巻く事業環境は引き続き好調であることから、次期以降の業績の巻き返しに十分な期待を持てる判断しておりますので、当初公表どおりの現金配当を実施いたします。なお、当期は1株当たり4円の間配当を実施しておりますので、今回の期末配当と合わせた年間配当は1株当たり12円となります。

以上